

表 明 ・ 確 約 書

私は、令和8年8月16日に開催される「潟東おまつり広場」に出店するにあたり、新潟県暴力団排除条例の趣旨に基づき、「暴力団排除に関する出店規約」に同意し、下記の事項について、現在及び将来にわたって表明・確約します。

○ 暴力団排除に関する出店規約

1 目的

令和8年8月16日に開催される「潟東おまつり広場」における露店、キッチンカー、移動販売等の出店について、新潟県暴力団排除条例を遵守し、出店者やその従業員等が同条例に規定する暴力団員でないこと及び暴力団に関係しないことを明確にするため。

2 出店の条件

下記の(1)から(7)に該当する者の出店は認めない。

- (1) 新潟県暴力団排除条例に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下「密接交際者」という。）
- (3) 暴力団員又は密接交際者が関与している反社会的な団体・グループ等に参加している者
- (4) 上記(1)から(3)のいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が、実質的に経営を支配している又は経営に関与している露店の出店を申請する者
- (5) 暴力団員等が、実質的に経営を支配している又は経営に関与している露店に従事する者
- (6) 暴力団員と同一生計と認められる者
- (7) 暴力団員等であると知りながら、これを使用若しくは雇用し、又は利用する者

3 出店の取消

下記の(1)から(6)に該当した場合は、出店を取消す。

- (1) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (2) 詐術や脅迫的な言動を伴う行為
- (3) 各種法令に抵触する行為
- (4) 他の者の業務の妨害、又は妨害をするおそれのある行為
- (5) 主催関係者、来場者若しくは地域住民等に対して迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為
- (6) 下記の表明・確約書に違反する事項が判明した場合

記

各項目に確約・表明したら、各項目の口にチェック「☑」してください。

- 1 私は、暴力団排除に関する出店規約2（出店の条件）(1)から(7)のいずれにも該当する者ではありません。（虚偽の申告をすれば、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として処罰される可能性があることも理解します。）
- 2 暴力団員等又は暴力団員等が指名した者に、挨拶料、みかじめ料、場所代（ショバ代）等の名目のいかんを問わず金品等を供与しません。
- 3 暴力団員等又は暴力団員等が指名した者を、出店場所に立ち入らせないほか、送迎、食材等の準備調達、道具の運搬、露店の設営等、一切の業務に関与させません。
- 4 露店、キッチンカー、移動販売等（以下「露店等」という。）は、主催者が指定する場所に出店します。
- 5 露店等出店に関し、名義貸し、虚偽の記載、出店許可証の転貸借その他不正な行為はしません。

※ 裏面あり

- 6 露店等出店期間中、主催関係者からの身分証の提出、呈示要求に従い、許可を受けていない者を業務に従事させません。
- 7 露店等出店に関し、主催関係者の指示に従い、暴力団排除に関する出店規約3（出店の取消）(1)から(5)のいずれの行為も行いません。
- 8 この表明・確約の事実と反した場合は、出店を取り消されることに同意し、その場合は、露店等を撤去するとともに、出店の取消しに伴う損害賠償は要求しません。
- 9 暴力団員等の該当性を調査するため、本書の写しのほか、**（露店等出店許可申請書の写し、）**身分証確認書の写しを警察に提出することを同意します。

※ □1から□9の全てに確約・表明（チェック「☑」）ができた場合、「日付、氏名、生年月日」を直筆で記入し、身分証明書（写真付きのもの）の写しと合わせ、提出してください。

潟東おまつり広場 殿

令和 年 月 日 出店申請者 氏名

生年月日（和暦） 年 月 日生

※ 従業員欄

全ての従業員についても、本書の内容を表明・確約し、直筆で氏名を記入してください。

（なお、遠方その他やむを得ない事情により、従業員の直筆が得られない場合は、出店申請者の代筆で申請することが可能です。ただし、代筆の場合、従業員は祭礼・イベント当日の受付時まで、氏名を直筆で記入した表明・確約書を別に提出してください。従業員の直筆の氏名の提出がない場合は、業務に従事できません。）

1
2
3
4
5